

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇四〇一・ 一〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当
〇四〇一・ 二〇	ターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 三〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 四〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 五〇	発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 六〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 七〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 八〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 九〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 一〇〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

<p>一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一一 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇</p>	<p>品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。） 、コーヒ ー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限り。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）</p>	<p>該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）</p>
<p>〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・</p>	<p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p>	<p>平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>七四、九七三トン</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>二九 のうち学校等給食用のもの以外のもの</p>	<p>○四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの</p>	<p>○四〇二・ 九一</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）</p>	<p>○四〇四・ 一〇</p> <p>無機質を濃縮したホエイ</p>	<p>ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも</p>
<p>平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで</p>	<p>平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで</p>	<p>平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで</p>	<p>平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで</p>	<p>平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで</p>
<p>七、二六四 トン</p>	<p>一、五〇〇 トン</p>	<p>一四、〇〇 トン</p>	<p>四五、〇〇 トン</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

〇七二三・ 三五 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三五 〇七二三・	の ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の うち乳幼児用の調製粉乳 の製造に使用するもの	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二五、〇〇 〇トン
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	ミルクから得たバターそ 他の油脂	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	五八一トン
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	チーズ及びカードのうち プロセスチーズの原料と して使用するもの	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	五六、六〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・	乾燥した豆（さやを除い たものに限るものとし、 皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、 ひよこ豆、緑豆及びひら 豆以外のもの	平成二九年 一〇月一日 から平成三 〇年三月三 日まで	七〇、〇〇 〇トン
〇七二三・ 三五 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三五 〇七二三・	同上	平成二九年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇七二三・ 三五 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三五 〇七二三・	同上	同上	同上
〇七二三・ 三五 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三五 〇七二三・	同上	同上	同上

一一〇七・						九〇 一〇〇五・	三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇
麦芽（いつてあるかない	他のもの とうもろこしのうちその	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで
平成二九年	日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	三三七、〇 〇〇トン	四、一九一 、九〇〇ト ン
二二二九、三	〇〇トン	一一三、五 〇〇トン	一一〇、一 〇〇トン	一一〇、一 〇〇トン	一一〇、一 〇〇トン		

一一〇七・					同上	同上	三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇
麦芽（いつてあるかない	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
平成二九年	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
二八二、四	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

一〇 一一〇七・ 二〇	かを問わない。	一〇月一日 から平成三 〇年三月三 日まで	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	一六六、〇 〇〇トン
一一〇二・ 三〇 一一〇二・ 四一 一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてある	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの
同上	同上	同上	同上
同上	かを問わない。	四月一日か ら同年九月 三〇日まで	〇〇トン
同上	同上	同上	同上

四二	かないかを問わない。)		一トンは、殻を除いたもの〇・七五トンに換算するものとする。)
一二二・九九	こんにやく芋(アモルフオフアルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで	二六七トン(荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。)
一八〇六・二〇	ココアを含有する調製食料品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は	平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで	一八、〇〇〇トン
同上		同上	
同上		同上	
同上		同上	
同上		同上	

四一〇一・ 二〇	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二一四、〇 〇〇平方メ ートル
四一〇一・ 五〇	鮮のもの及び塩蔵、乾燥		
四一〇一・ 九〇	、石灰漬け、酸漬けその		
四一〇四・	他の保存に適する処理を		
四一〇四・	したもので、なめし、パ		
一一	ーチメント仕上げ又はこ		
四一〇四・	れら以上の加工をしてな		
一九	いものに限るものとし、		
四一〇四・	脱毛してあるかないか又		
四一	はスプリットしてあるか		
四一〇四・	ないかを問わない。）の		
四九	うち、クロムなめしのも		
四一〇七・	の（なめし過程（前なめ		
一一	しを含む。）中のもの		
四一〇七・	うちなめしを終えてない		
一二	もの）及びなめし過程に		
四一〇七・	ないもの以外のもの、牛		
一九	又は馬類の動物のなめし		
四一〇七・	た皮（なめしたものと及び		
九一	クラストにしたもので、		
四一〇七・	これらを超える加工をし		
九二	ておらず、毛が付いてい		
四一〇七・	ないものに限るものとし		
九九	、スプリットしてあるか		
			同上
			同上
			同上
			同上

<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二</p>	<p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしてお</p>	<p>ないかを問わない。以下の項において同じ。）のうち、染色したものの（クロムなめし）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のも</p>
<p>平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一</p>	<p>平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで</p>	
<p>一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル</p>	<p>一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル</p>	
<p>同上</p>		
<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	

六四〇三・ 二〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又は	平成二九年 四月一日か	一二、〇一 九、〇〇〇	四一・二・ 〇〇 四一・二三・ 一〇	らず、毛が付いていないものに 限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色したもの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものは	五〇〇一・ 〇〇 五〇〇二・ 〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）	日まで	七九八トン （生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）
同上									
同上									
同上									
同上									

六四〇三・ 四〇	コンポジションレザー製のものに限る。）のうち	平成三〇 年三月三一 日まで	足
六四〇三・ 五一	甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本		
六四〇三・ 五九	底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及び		
六四〇三・ 九一	スリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに		
六四〇四・ 一九	限る。）		
六四〇四・ 二〇			
六四〇五・ 一〇			
六四〇五・ 九〇			